

議案第7～9号説明資料

令和8年2月13日

大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

資料

制定・改正概要	1
制度内容	1
制定内容	2～11
改正内容	12
参考資料	12
新旧対照表	13

大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定・改正概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、令和8年4月から全国の自治体で実施する事業です。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号）及び「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号）が示されたことから、本町においても、内閣府令を踏まえ、以下の2つの条例を新たに制定するとともに、「乳児等通園支援保育料」の徴収に当たり、関係条例の規定の一部改正を行います。

【新規制定】

議案第7号 大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第8号 大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

【一部改正】

議案第9号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大磯町条例第17号）

2 制度内容

項目	内容
主な目的	こどもの育ちを応援し、良質な育成・体験機会を提供する。
主な対象	0歳6か月～満3歳未満の未就園児
事業実施	全ての自治体で実施
利用時間	原則月10時間上限
利用料金	標準300円程度/時間

3 制定内容

条例名	大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
関係法律	児童福祉法	子ども・子育て支援法
国基準	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（施設の認可基準）	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（給付費の支払い基準）
条例の目的	実施施設の認可にあたり、衛生管理、設備及び職員配置等について定めるもの	乳児等通園支援給付費の給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等について定めるもの
施行日	公布の日	令和8年4月1日

（議案第7号 大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

第1章 総則（第1条～第19条）

第1条（趣旨）

- ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し必要な事項を定めます。

第2条（最低基準の目的）

- ・ この条例で定める基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障することについて定めます。

第3条（最低基準の向上）

- ・ 町長は、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができることについて定めます。
- ・ 町は、最低基準を常に向上させるように努めることについて定めます。

第4条（最低基準と乳児等通園支援事業者）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないことについて定めます。

第5条（乳児等通園支援事業者の一般原則）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮し、人格を尊重して運営を行わなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者等に対し、運営内容を適切に説明するよう努めなければならないことについて定めます。

- ・ 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等、利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないことについて定めます。

第6条（乳児等通園支援事業者と非常災害）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、消火用具など非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立てることについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならないことについて定めます。

第7条（安全計画の策定等）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、設備の安全点検、職員の研修及び訓練など、乳児等通園支援事業所における安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、職員への安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施をしなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、保護者への安全計画等の周知をしなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、安全計画の見直しや変更を行うものとするについて定めます。

第8条（自動車を行う場合の所在の確認）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、自動車を運行するときは、利用乳幼児の所在を確認しなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、自動車にブザー等の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えなければならないことについて定めます。

第9条（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

- ・ 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならないことについて定めます。

第10条（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

- ・ 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないことについて定めます。

- ・ 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないことについて定めます。

第11条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設置及び職員の基準）

- ・ 乳児等通園支援事業所を他の社会福祉施設等に併せて設置するときは、設備及び職員の一部を兼ねることができることについて定めます。

第12条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないことについて定めます。

第13条（虐待等の禁止）

- ・ 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、虐待や心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことについて定めます。

第14条（衛生管理等）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備等の衛生上必要な措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、感染症等の予防やまん延の防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備え、管理を適正に行わなければならないことについて定めます。

第15条（食事）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合においては、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないことについて定めます。

第16条（乳児等通園支援事業所内部の規程）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないことについて定めます。

第17条（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

- ・ 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならないことについて定めます。

第18条（秘密保持等）

- ・ 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないことについて定めます。

第19条（苦情への対応）

- ・ 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならないことについて定めます。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第20条（乳児等通園支援事業の区分）

- ・ 乳児等通園支援事業の区分について定めます。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業の定義について定めます。
- ・ 余裕活用型乳児等通園支援事業の定義について定めます。

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条～第24条）

第21条（設備の基準）

- ・ 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準について定めます。

第22条（職員）

- ・ 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士等の乳児等通園支援従事者を置かなければならないことについて定めます。
- ・ 乳児等通園支援従事者の配置人数の基準について定めます。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる条件について定めます。

第22条の2（設備及び職員の基準の特例）

- ・ 特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の設備及び職員の規定は適用しないことについて定めます。

第23条（乳児等通園支援の内容）

- ・ 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないことについて定めます。

第24条（保護者との連絡）

- ・ 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等への理解及び協力を得るよう努めなければならないことについて定めます。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第25条（設備及び職員の基準）

- ・ 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について定めます。

第26条（準用）

- ・ 第23条（乳児等通園支援の内容）及び第24条（保護者との連絡）の規定を、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用することについて定めます。

第3章 雑則（第27条）

第27条（電磁的記録）

- ・ 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、この条例の規定において書面等で行うことが規定、想定されるものについて、書面等に代えて電磁的記録により行うことができることについて定めます。

附則

- ・ 施行期日は、公布の日からとします。

（議案第8号 大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例）

第1章 総則（第1条・第2条）

第1条（趣旨）

- ・ 特定乳児等通園支援事業の運営に関し必要な事項を定めます。

第2条（一般原則）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切な特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施等の措置を講ずるよう努めなければならないことについて定めます。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第3条

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとするについて定めます。

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、1月当たりの利用定員を定めるものとする
ことについて定めます。

第2節 運営に関する基準（第4条～第32条）

第4条（面談）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとする
ときに、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を
把握するための面談を行わなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、面談を行うに当たっては、あらかじめ、保護者
に対し、運営規程の概要等、特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文
書を交付しなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、面談において、重要事項を説明し、特定乳児等
通園支援の提供について保護者の同意を得なければならないことについて定め
ます。

第5条（正当な理由のない提供拒否の禁止）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、正当な理由がなければ、利用の申込みを拒んで
はならないことについて定めます。

第6条（あっせん及び要請に対する協力）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、町が行う利用のあっせん及び要請に対し、でき
る限り協力しなければならないことについて定めます。

第7条（乳児等支援給付認定証に記載された事項の確認）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、
乳児等支援給付認定保護者の乳児等支援給付認定証を確認するものとするこ
とについて定めます。

第8条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から
利用の申込みがあった場合は、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わ
なければならないことについて定めます。

第9条（心身の状況等の把握）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児
等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、養育環境等の状況の把握に
努めなければならないことについて定めます。

第10条（特定教育・保育施設等の連携）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供さ
れる特定教育・保育等との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子ども
に係る情報の提供等の密接な連携に努めなければならないことについて定めま
す。

第 11 条（特定乳児等通園支援の提供の記録）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した日時、時間、内容等を記録しなければならないことについて定めます。

第 12 条（支払）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとするについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たって、利用料を徴収することができることについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、実費徴収をすることができることについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、利用料や実費の支払を求める際は、あらかじめ、用途及び額等について書面によって乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないことについて定めます。

第 13 条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費の額を通知しなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならないことについて定めます。

第 14 条（特定乳児等通園支援の取扱方針）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないことについて定めます。

第 15 条（特定乳児等通園支援に関する評価等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないことについて定めます。

第 16 条（相談及び援助）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況や養育環境の的確な把握に努め、相談に適切に応じるとともに助言等を行わなければならないことについて定めます。

第17条（緊急時等の対応）

- ・ 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないことについて定めます。

第18条（乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者が不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受けるなどしたときは、町に通知しなければならないことについて定めます。

第19条（運営規程）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないことについて定めます。

第20条（勤務体制の確保等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければなりません。特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないことについて定めます。

第21条（利用定員の遵守）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を超えて支援の提供を行ってはならないことについて定めます。

第22条（掲示等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示するとともに、インターネットなどで閲覧できるようにしなければならないことについて定めます。

第23条（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

- ・ 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないことについて定めます。

第24条（虐待等の禁止）

- ・ 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、虐待や心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことについて定めます。

第25条（秘密保持等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業所の職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならないことについて定めます。

第26条（情報の提供等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者が、適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、虚偽や誇大な広告をしてはならないことについて定めます。

第27条（利益供与等の禁止）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、当該事業者を紹介することの対償として、金品等を供与してはならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、教育・保育施設等を紹介することの対償として、金品等を收受してはならないことについて定めます。

第28条（苦情解決）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者等からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、苦情の内容等を記録しなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する町への報告や帳簿書類の提出等に応じ、乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町からの指導又は助言に従って必要な改善を行い、町から求めがあった場合には町に報告しなければならないことについて定めます。

第29条（地域との連携等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域との交流に努めなければならないことについて定めます。

第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、事故の状況及び処置について記録しなければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないことについて定めます。

第31条（会計の区分）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことについて定めます。

第32条（記録の整備等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならないことについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者が整備しなければならない記録等の内容及び保存期間について定めます。

第3章 雑則（第33条）

第33条（電磁的記録等）

- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、書面等に代えて電磁的記録により行うことができることについて定めます。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出について、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、データの保存や印刷ができる電磁的方法により提供することができることについて定めます。

附則

- ・ 施行期日は、令和8年4月1日とします。

4 改正内容

議案第9号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する 条例

第7条の2（乳児等通園支援保育料の徴収）

- ・ 新たに「乳児等通園支援保育料」の徴収を行うため、規定を定めます。

第8条（督促及び延滞金）

- ・ 「乳児等通園支援保育料」に対して、督促及び延滞金の規定を適用させるため、規定を改めます。

第11条（利用者負担額等の納期）

- ・ 「乳児等通園支援保育料」に対して、利用者負担額等の納期の規定を適用させるため、規定を改めます。

附則

- ・ 施行期日は、令和8年4月1日とします。

参考資料

【乳児等通園支援事業の実施方法（令和8年度）】

項目	対応
実施場所	大磯町立大磯幼稚園（1階保育室）
対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
月の児童1人あたりの時間枠	月10時間
利用定員／日	計12人（0歳：3人、1歳：5人、2歳：4人）
実施日	月曜日～金曜日の平日
実施時間	午前10時～午後4時
食事・おやつ提供	提供無し
利用料（保育料）	300円／1時間（免除・減免規定あり）

※利用定員・実施時間は、利用状況により柔軟に対応します。

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、大磯町（以下「町」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し利用者が負担する費用並びにその徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p><u>(乳児等通園支援保育料の徴収)</u></p> <p>第7条の2 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において、別に定めるところにより実施する乳児等通園支援事業による乳児等通園支援を受けた乳児等の保護者等から規則で定める乳児等通園支援保育料を徴収する。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第8条 利用者負担額、第6条の預かり保育料、<u>第7条の延長保育料及び前条の乳児等通園支援保育料</u>（以下「利用者負担額等」という。）が納期限までに納付されない場合は、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の規定を適用する。</p> <p>第9条・第10条 省略</p> <p>(利用者負担額等の納期)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第6条の預かり保育料、<u>第7条の延長保育料及び第7条の2の乳児等通園支援保育料</u>の納期限は、規則で定める。</p> <p>第12条・第13条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、大磯町（以下「町」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用並びにその徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第8条 利用者負担額、第6条の預かり保育料<u>及び前条の延長保育料</u>（以下「利用者負担額等」という。）が納期限までに納付されない場合は、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の規定を適用する。</p> <p>第9条・第10条 省略</p> <p>(利用者負担額等の納期)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第6条の預かり保育料<u>及び第7条の延長保育料</u>の納期限は、規則で定める。</p> <p>第12条・第13条 省略</p>